

令和4年9月2日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

世田谷区立男女共同参画センター運営委託事業者の選定について

1. 主旨

世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」運営委託事業者については、現在の委託契約が今年度で終了することから、令和5年度からの運営事業者の候補者をプロポーザル方式により選定する。

2. 運営事業者を選定する施設

(1) 施設名 世田谷区立男女共同参画センター（愛称 らぷらす）

(2) 所在地 世田谷区太子堂1-12-40 グレート王寿ビル3～5階

(3) 事業内容

「らぷらす」は、区の男女共同参画推進の拠点施設として、男女及び多様な性を含めたすべての人が性別にかかわらず自分らしく生き生きと暮らすことができる社会の実現を目指した事業を推進する。

「らぷらす」の事業は、男女共同参画の視点から課題を解決するための実践的な取り組みとして、「講座・研修」「相談」「居場所」「情報提供・収集」「活動の場」を中心に、それらを有機的に連携させながら実施する。

(4) 現在の運営事業者

社会福祉法人共生会 SHOWA（世田谷区太子堂1-6-2 昭和女子大学内）

3. 選定後の履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

※契約は単年度締結とし、各年度において当該事業の予算配当があること、及びその前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

4. 運営にあたっての基本的な考え方

区民・団体・事業者等が抱える課題の「気づき」を促し、課題の解決・緩和、改善に向けて、必要な支援事業や専門機関、地域団体などへ適切に「つなぎ」、実社会の中で実践・活用していくための「動機付け」を行う。そして、これら一連の段階を「伴走」し続けることで、自ら望む生き方や活動を選択することができるよう「エンパワーメント」を行う。

【今後充実を図る視点】

- ① より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営
- ② 区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の促進
- ③ 地域ネットワーク構築
- ④ 広報、普及啓発

5. 運営事業者の選定方法について

(1) 選定委員会の構成

外部委員(学識経験者等)4名及び区職員4名で構成する。

(2) 選定手順

事業者から提案書及び見積書の提出を受け、選定委員会が書類審査及びヒアリングを実施し、安全かつ安定的に運営できる専門性と運営実績を有する事業者を選定する。

(3) 評価基準

本業務の実施に必要な内容についての理解度及び課題認識のレベル、業務を安定的に遂行する能力、企画提案能力、見積金額及び内容の妥当性等により、評価を行う。

6. 今後のスケジュール（予定）

令和4年	9月12日	実施公告（区ホームページ掲載）
	9月26日	参加表明書提出締め切り
	10月26日	提案書提出締め切り
	11月 上旬	第1回選定委員会（書類審査）
	11月 中旬	第2回選定委員会（ヒアリング）・候補者決定
	12月 中旬	区民生活常任委員会（選定結果の報告）